

社会福祉法人ほしづきの里
自然災害発生時における事業継続計画書

対象施設：山桜の家

施設所在地：神奈川県鎌倉市鎌倉山 3 丁目 16-12

業態：共同生活援助

目次

1.	総論	6
1.	目的.....	6
2.	基本方針	6
3.	適用範囲	7
4.	推進体制	7
2.	被害想定	7
1.	リスクの把握.....	7
①	ハザードマップ、j-shis map 等の確認：神奈川県鎌倉市鎌倉山 3 丁目 16-12	7
②	被害想定（自治体が公表している災害について）	9
③	自施設で想定される影響	10
3.	優先業務の選定	10
1.	優先する事業	10
2.	優先する業務	11
4.	BCP の見直し	12
1.	研修、訓練の実施.....	12
2.	BCP の検証、見直し	12

5.	平常時の対応.....	14
1.	建物の安全対策.....	14
2.	設備の耐震措置.....	14
3.	水害対策.....	15
4.	電気が止まった際の対策.....	15
5.	ガスが止まった時の対策.....	16
6.	水道が止まった場合の対応策.....	17
①	飲料水.....	17
②	生活用品.....	17
7.	通信が麻痺した場合の対策.....	17
8.	システムが停止した場合の対策.....	19
9.	衛生面（トイレ等）の対策.....	19
①	トイレ対策(入居者).....	20
②	トイレ対策(職員).....	20
③	汚物対策.....	20
10.	必要品の備蓄.....	21
	飲料・食品.....	21
	医薬品・衛生用品・日用品.....	22
	その他備品.....	23
11.	資金手当て.....	24
6.	緊急時の対応.....	25
1.	BCP 発動基準.....	25
2.	管理責任者.....	25

3.	行動基準	25
4.	対応体制	27
5.	対応拠点	28
6.	安否確認	28
①	入居者の確認	28
②	職員の安否の確認	29
7.	職員の参集基準	29
8.	施設内外	30
	【施設内】	30
	【施設外】	31
9.	重要業務の継続	32
10.	職員の管理	32
①	休憩・宿泊場所	32
②	勤務シフト	32
11.	復旧対応	33
①	破損個所の確認	33
②	業者連絡先一覧の整備	34
③	情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）	35
7.	他施設との連携	36
1.	連携体制の構築	36
(1)	地域のネットワーク	36
2.	連携対応	37
3.	入居者情報の整理	37
4.	共同訓練	37

8.	地域との連携.....	38
1.	災害時の職員の派遣.....	38
2.	福祉避難所の運営.....	38
9.	固有事項.....	39
1.	入所サービス固有事項.....	39
	【平時からの対応】.....	39
	【災害が予想される場合の対応】.....	39
	【災害発生時の対応】.....	39

1. 総論

1. 目的

本計画は、大地震等の自然災害などの突発的な経営環境の変化により不測の事態が発生しても、人命を最優先とし入居者や職員の安全と生活を守ることを前提とした上で、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

2. 基本方針

本計画に関する基本方針は下記 3 点とする。

(1) 入居者の安全確保

当事業所は障害者等に対するサービス提供を行っており、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があることに留意して安全の確保に努める。

(2) サービスの継続

当事業所は、入居者の健康、身体、生命を守るための必要不可欠な責任を担っており、例えば地震等で施設が被災したとしても、サービスの提供を中断することはできないと考え、被災時に最低限のサービスを提供し続けられるよう、自力でサービスを提供する場合と他へ避難する場合の双方について事前の検討や準備を進める。

(3) 職員の安全確保

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷にあることが懸念される。したがって、世話人、常勤職員の過重労働やメンタルヘルス対応

への適切な措置を講じる。

3. 適用範囲

本計画は、社会福祉法人ほしづきの里の運営する施設「山桜の家」に対して適用する。

4. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制は、当事業所の各責任者をもって構成される「災害対策本部」を主体とし、役職、業務内容を以下の通りとする。

担 当	業 務 内 容
施設長	・災害対策の統括責任
管理者	・BCPの策定、見直し
管理者	・職員への訓練の計画 ・職員への研修、訓練の実施
常勤職員	・災害用備蓄、施設の全体管理

2. 被害想定

1. リスクの把握

① ハザードマップ、j-shis map等の確認：神奈川県鎌倉市鎌倉山3丁目16-12

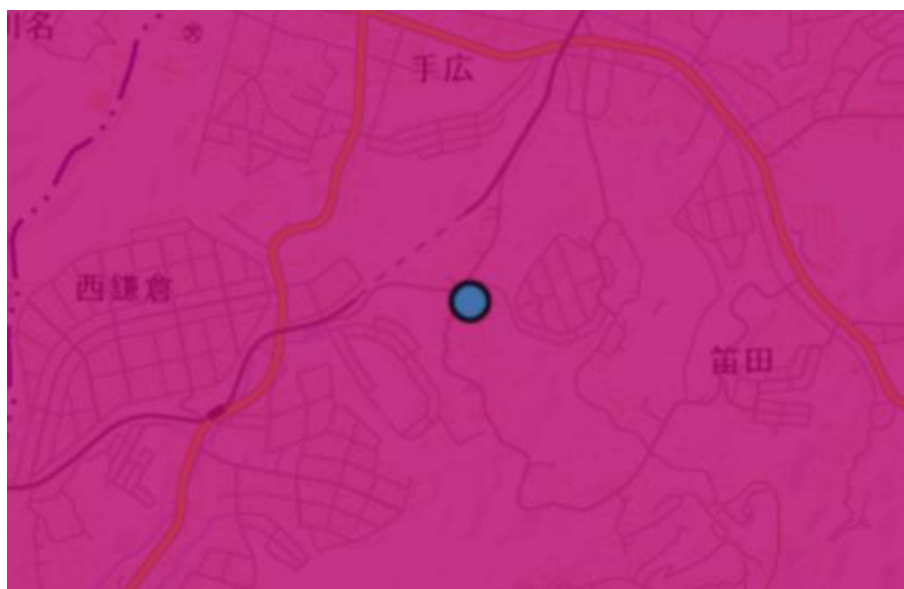
洪水、土砂崩れ予測（ハザードマップ）



洪水:想定なし/高潮:想定なし/津波:想定なし

土砂災害: 急傾斜地の崩壊特別警戒区域に指定されている

地震予想(j-shis map)：震度6弱



30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率 26%～100%

② 被害想定（自治体が公表している災害について）

震災に関しては最大規模が予想される相模トラフ沿いの最大クラスの地震（マグニチュード 8.7 想定）、冬の 18

時での想定被害

（参照：J-shis map、ハザードマップポータルサイト、神奈川県地震被害想定調査報告書、地震 10 秒診断）

(ア) 震度：7 想定

(イ) 浸水：想定なし

(ウ) 液状化：危険度は低い

(エ) 上水道：断水率 76.1%

(オ) 下水道：機能障害率 9.9%

(カ) 都市ガス：供給停止率 23.4%

(キ) 電気：停電率 65.7%

(ク) 固定電話：不通率 36.8%

(ケ) 土砂崩れ：急傾斜地の崩壊特別警戒区域に指定されている

交通被害

(ア) 道路：路肩が崩れる（地盤変状による被害）、建物倒壊等により道路が塞がれる（道建物等の倒壊による被害）等の被害により緊急輸送に大きな影響が発生する可能性がある。

(イ) 鉄道：震度 5 以上の地震でほとんどの路線が一時運転見合わせることが想定され、6 弱～6 強以上の強い地震においては長期間運転停止されることが予想される。

③自施設で想定される影響

震度 7 を想定とする		参照：地震 10 秒診断(防災科研監修)						
	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	2 週間
電力	停止							復旧
飲料水	備蓄			物資支給				
生活用水	備蓄			物資支給				
都市ガス	停止							
固定電話	不通	遅延			復旧			
メール	遅延	復旧						
インターネット	遅延	復旧						

電気復旧：7 日想定

上水道復旧：43 日想定 下水道復旧：181 日想定

ガス復旧：15 日想定

3. 優先業務の選定

1. 優先する事業

当施設では入居者の生活に密接にかかわる事業を行っている為、生命に係る事業に関しては有事の際においても停止することはできない。そのため優先する業務を下記に定め、必要最低限の業務の継続を図るものとする。

【優先する事業】

・夜間の見守り、介助（適宜対応）等の事業

【当座停止する事業】

・生命の維持に直接関わることのない事業

2. 優先する業務

		非常時対応人数	
優先事業	業務内容	日中	夜間
山桜の家	安全確認	1名	1名
	食事提供		
	服薬確認		

4. BCPの見直し

1. 研修、訓練の実施

研修や訓練が一過性で終わらず、継続的に実施されるよう下記のルールに則り実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて施設長の判断のもと研修、訓練は実施されるものとする。

- ① 本計画の6に記載される「緊急時の対応」に沿って、管理者の指示の元訓練を実施する。
- ② 避難訓練は毎年5月と11月に実施するものとする。（安否確認訓練含む）
- ③ 避難訓練実施に合わせて、研修を実施するものとする。
- ④ 訓練、研修は可能な限り全職員が参加して実施する。
- ⑤ 訓練、研修後に世話人、常勤職員に対して、口頭もしくは書面で問題点・改善点を報告させる。

2. BCPの検証、見直し

BCPはPDCAサイクルを機能させて実施することが重要とされているため、下記ルールに則り検証、見直しを実施するものとする。記載のある日程以外にも必要に応じて施設長の判断のもと研修、訓練、BCPの見直しは実施されるものとする。

- ① 業務継続計画（BCP）は毎年5月と11月に実施する訓練、研修の実施後に災害対策本部で協議し、見直しを行う。
- ② 協議では訓練や研修で新たに確認された問題点や参加職員からの意見を集約し、改善点を検討する。
- ③ 協議で検討された改善策をもって業務継続計画（BCP）の反映を行う。

④ 見直した業務継続計画（BCP）は、災害対策本部長の決済を経て世話人、常勤職員、関係者等に周知する。

⑤ ④の業務継続計画（BCP）に沿って次回の研修及び訓練を実施するものとする。

5. 平常時の対応

1. 建物の安全対策

■現在の取り組み

新耐震基準を満たす物件であるため、建物に関しては被害を受けない可能性が高いと思われ、特段の対応は行っていない。

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
ガラス窓	フィルムによる飛散防止処置	R9.3.31 まで

2. 設備の耐震措置

設備の耐震措置に関しては訓練実施と合わせて毎年 5 月と 11 月に点検するものとする。

■現在の取り組み

場所	対応策	備考
消火器	定期的に点検	
スプリンクラー	同上	
誘導灯	同上	
非常灯	同上	
火災報知器	同上	
非常通報装置	同上	

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
世話人室	書類棚、デスクの固定もしくは滑り止めを敷く	R9.3.31 まで
個室	タンス、ベッド、棚の固定もしくは滑り止めを敷く	R9.3.31 まで
リビング	テレビ、机に固定もしくは滑り止めを敷く	R9.3.31 まで
キッチン	冷蔵庫、冷凍庫、食器棚の固定	R9.3.31 まで

3. 水害対策

■現在の取り組み

場所	対応策	備考
浸水リスクの確認	災害対策本部にて点検を行う	年に2回の避難訓練時に 一斉点検を行う
建物外	台風等で飛散する物を撤去	同上

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
浸水場所	土嚢又は防水テープ等の対応	R9.3.31 まで

4. 電気が止まった際の対策

■現在の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	備考
暖房設備	毛布、布団	
移動・安全確保	懐中電灯 1 個	
照明設備	災害用ブレーカー	

■今後の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	対応予定時期
情報収集、連絡：パソコン、携帯	蓄電池 1 台	R9.3.31 まで
冷房設備	サーキュレーター、冷却シート	R9.3.31 まで
暖房設備	使い捨てカイロ	R9.3.31 まで
照明設備	災害用照明器具や電気ランタン	R9.3.31 まで
情報収集	携帯ラジオ 1 台	R9.3.31 まで
その他	乾電池	R9.3.31 まで

5. ガスが止まった時の対策

■現在の取り組み

稼働させるべき設備	代替案	備考
ガス管	老朽化等の定期的な点検	

--	--	--

■今後の取り組み

場所	対応策	対応予定時期
厨房	カセットコンロ 1 台、ガスボンベ 6 本	R9.3.31 まで

6. 水道が止まった場合の対応策

■現在の取り組み

- ・飲料水を 2L×24 本備蓄している。

■今後の取り組み

① 飲料水

- ・ 保存期間に留意し定期的買い替えを行う。
- ・ あらかじめ水道が止まることが予想される場合は、空きペットボトルや給水袋等で水道水を飲料用に確保する。
- ・ 市内に設置されている飲料水兼用耐震性貯水槽からの「応急給水」にて飲料水を確保する。

② 生活用品

- ・ 給水袋（5L）を 2 枚備蓄。飲料水兼用耐震性貯水槽からの「応急給水」にて給水を受ける。
- ・ 飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所：〒247-0063 神奈川県鎌倉市梶原 1 丁目 11-1 深沢小学校

7. 通信が麻痺した場合の対策

世話人、常勤職員の連絡手段は SNS（LINE）、メールをメインとし、入居者家族との連絡手段は電話をメインとする。それ以外にも複数連絡手段を下記に用意するものとする。

【機材】

固定電話：1 台

FAX：1 台

職員全員の携帯：各 1 台（全員メール、LINE 可）

PC メール：1 台

【連絡方法】

主な連絡ツール：SNS（LINE）、電話

その他：災害用伝言ダイヤル、メール、FAX

【充電、電気供給方法】

■現在の取り組み

特段対策を行っていない

■今後の取り組み

蓄電池導入

8. システムが停止した場合の対策

■現在の取り組み

- ① 利用者の重要情報（氏名・年齢・住所・緊急連絡先・障害区分・等級・既往歴・服薬情報）に関しては紙とデータにて保管されている。
- ② 世話人・常勤職員の重要情報（氏名・年齢・住所・緊急連絡先）に関しては紙とデータにて保管されている。

■今後の取り組み

- ① 現在の取り組みに合わせて、下記情報のクラウド化を行う。
 - ・ 世話人、職員の緊急連絡先
 - ・ 利用者の緊急連絡先
 - ・ 取引先連絡先一覧
 - ・ ライフライン連絡先一覧
- ② 利用者、世話人、常勤職員の重要情報に関して、緊急時用にファイル一つに保管し、有事の際に持ち出し可能なように保管を行う。

対応予定時期：R9.3.31 まで

9. 衛生面（トイレ等）の対策

■現在の取り組み

特段の対策は行っていない。

■今後の取り組み

① トイレ対策(入居者)

- ・簡易トイレ、及び消臭固形剤の備蓄を使用する。
- ・生理用品を備蓄しておく。

【電気・水道が止まった場合】

- ・電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用する
よう案内をする
- ・排泄物には消臭固形剤を使用する
- ・使用した簡易トイレは使用する度に袋を閉じて常に清潔に新しいものを使用する。

② トイレ対策(職員)

- ・入居者とは別に職員用の簡易トイレ、生理用品を備蓄しておく
- ・電気・水道が止まった場合は速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置する。
- ・その他入居者に準ずる

③ 汚物対策

・排泄物などは、簡易トイレに付属している消臭固形剤を使用して密閉し、入居者の出入りの ない駐車場

の隅へ、ブルーシート等で包み衛生面に留意して隔離、保管しておく。

・上記は燃えるゴミとして処理する

対応予定時期：R9.3.31 まで

10. 必要品の備蓄

飲料・食品

■現在の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
マジックライス	50 袋	2024 年 8 月		
パンですよ	24 缶	2024 年 8 月		
シチュー缶 (チキン)	4 缶	2025 年 3 月		
シチュー缶 (野菜)	4 缶	2025 年 3 月		
飲料水 2L	24 本	2024 年 8 月		

■今後の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	対応予定時期

医薬品・衛生用品・日用品

■現在の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	備考
応急手当セット	1つ			
マスク (50枚入り)	2箱			
タオル	14枚			
ビニール手袋 (100枚)	2箱			
トイレトペーパー (12ロール入り)	2袋			

■今後の取り組み

品名	数量	消費期限	保管場所	対応予定時期
生理用ナプキン	2袋			R9.3.31まで
紙皿	25枚			R9.3.31まで
紙コップ	54個			R9.3.31まで

割り箸	30膳			R9.3.31まで
フォーク	12本			R9.3.31まで
スプーン	12本			R9.3.31まで
ラップ	2本			R9.3.31まで
ガムテープ	2個			R9.3.31まで
ウェットティッシュ (100枚入り)	3袋			R9.3.31まで

その他備品

■現在の取り組み

品名	数量	保管場所	備考

■今後の取り組み

品名	数量	保管場所	対応予定時期
簡易トイレ	90 回分		R9.3.31 まで
紙パンツ	15 回分		R9.3.31 まで
ブルーシート	5 枚		R9.3.31 まで
給水袋 (5L)	2 枚		R9.3.31 まで
使い捨てカイロ	30 個		R9.3.31 まで
冷却シート	30 枚		R9.3.31 まで
サーキュレーター	2 台		R9.3.31 まで

11. 資金手当て

- ① 地震保険：あいおいニッセイ同和損保
- ② 火災保険：あいおいニッセイ同和損保
- ③ 手許金：金庫で 30,000 円

その他震災用の保険の詳細

6. 緊急時の対応

1. BCP 発動基準

当施設が最も被害を受けると想定される地震と水害に対してそれぞれ下記の基準で BCP を発動することとする。

【地震による発動基準】

神奈川県鎌倉市周辺において震度 5 強以上の地震が発生し、被害状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、施設長や管理者が必要と判断した場合 BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

神奈川県鎌倉市周辺において大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 3 が発令された時、または施設長や管理者が必要と判断した場合、BCP を発動する

2. 管理責任者

管理責任者	代替者
施設長	管理者

3. 行動基準

発生時の行動指針は、下記のとおりとする

- ① 自身及び入居者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）

③ 避難場所の確保、移動

④ 地域との連携、関係機関との連携

⑤ 情報発信

4.対応体制

部署名	責任者	代替者	詳細
防災活動隊	中村施設長	芳賀	地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。
安全指導班	芳賀	小西	入居者の安全確認、施設整備の損傷を確認し、報告する。入居者の避難誘導、家族への引継ぎを行う。
情報班	小西	芳賀	行政と連絡を取り、正確な情報入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ隊長に報告するとともに、入居者家族へ入居者の状況を連絡する。活動記録を取る。
消火班	世話人	吉川	地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に 万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。
応急物資班	吉川	青木	食料、飲料水などの確保に努めると共に、炊き出しや飲料水の配布を行う

救護班	世話人	訪問看護	負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。
地域班	芳賀	小西	地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティアの受け入れ態勢の整備対応を行う。

5.対応拠点

第 1 候補場所	第 2 候補場所
世話人室	駐車場

6.安否確認

① 入居者の確認

【安否確認ルール】

- ・入居者は災害直後即座に世話人が安否確認を行い、管理者に報告を行う。負傷者がいる場合は対応可能な世話人、常勤職員が応急処置を行い、必要な場合は医療機関へ搬送する。

- ・安否確認シートを用いて確認結果を記録する。

【医療機関への搬送方法】

- ・負傷者が確認された場合、付近の医療救護所へ搬送する。

- ・鎌倉市において医療救護所は、災害時の被害状況に応じて適切な場所に設置されることとなっている。

② 職員の安否の確認

【施設内】

- ・世話人、常勤職員の安否確認は入居者の安否確認と合わせて行い、管理者に報告を行う。
- ・入居者と同様、安否確認シートに確認結果を記録する。
- ・世話人、常勤職員に負傷者が出た場合、入居者と同様に付近の医療救護所へ搬送する。

【自宅等】

地震の場合震度 6 弱以上、又は警戒レベル 4 以上の災害に見舞われた場合、①SNS（LINE）、②電話、

③携帯メールで施設に自身の安否情報を報告する。

報告する内容は下記とする。

- ・自身の安否、家族の安否
- ・避難後の場合、避難場所の報告
- ・自宅の場合、出勤可能か否か

7.職員の参集基準

【参集基準】

①

対象：管理者

地震：神奈川県鎌倉市周辺において、震度 5 以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 3 以上が発令させたとき

時間：24 時間

基準：SNS（LINE）、電話等で事業所や勤務中の世話人に連絡を行い、世話人や入居者の安否確認が

取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

②

対象：その他常勤職員

地震：神奈川県鎌倉市周辺において、震度 6 弱以上の地震が発生

水害：大雨警報（土砂災害）、洪水警報、氾濫警報のレベル 4 以上が発令させたとき

時間：24 時間

基準：SNS（LINE）、電話等で事業所や勤務中の世話人に連絡を行い、世話人や入居者の安否確認が

30 分以上取れなかった場合、自身の安全を確保した上で参集する。

上記に該当する場合においても、自身又は家族が被災した場合や交通機関などの事情で参集が難しい場合は参集しなくてもよい。

8.施設内外

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	リビング	駐車場

避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人、常勤職員は自身、利用者の安全に留意しながら安全な部屋の中心に誘導する。 ・トイレなどの個室に残されている職員や利用者がいないか確認する。 ・自力で避難できない入居者や車いすの入居者は可能な限り複数人で補佐する。 ・室内であってもすぐに外に出られるよう靴を履く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での避難が困難な場合、施設の外への移動をする。 ・基本的な避難方法は左に準ずる。 ・応急手当セット、緊急連絡先、入居者の服薬情報を持ち出す。
------	--	--

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	笛田公園（ひしめきでも可）	鎌倉市 教養センター（笛田）
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での避難が困難な場合、道路が通行可能であれば避難する。 ・足が不自由な方や車いすの方を優先する。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数状況等によって、第 1 避難場所への避難が難しい場合、第 2 避難所へ避難を行う。 ・基本的な避難方法は左に準ずる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・車や落下物に注意する。 ・応急手当セット、職員と利用者の個人情報 報等重要情報を持ち出す。 	
--	---	--

9.重要業務の継続

インフラ停止や世話人、職員不足、災害時に発生する特有の業務などの理由から業務量が増大する事が考えられる。そのため、平常時の対応で選定した優先業務から特に重要な業務の継続方法を検討する必要がある。ライフラインの有無や世話人、常勤職員の出勤状況等を合わせて下記表において時系列で整理する。

被災時の厳しい状況でも、利用者の生命や健康を維持するために必ず実施しなければならない業務を「重要業務」として選定する。

業務ごとの対応内容は別紙1に記載する。

10.職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
世話人室	世話人室

③ 勤務シフト

震災発生後、世話人、常勤職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した世話人、常勤職員の人数により、体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう配慮する。

11. 復旧対応

① 破損個所の確認

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	ガス	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	パソコン	破損／転倒あり／被害なし	
	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
笛田公園	0467-32-0559	第1避難所
東レ株式会社基礎研究センター	0467-32-2111	第2避難所
鎌倉市立深沢小学校	0467-44-1226	飲料水兼用耐震性貯水槽設置 場所
神奈川県水道緊急ダイヤル (受付時間：平日 08:30～17:15)	0467-22-6200	水道の復旧
神奈川県水道緊急ダイヤル (受付時間：夜間・休日)	0570-032119 045-522-8818	水道の復旧
東京電力 (受付時間：平日 09:30～17:00)	0120-995-007 03-6375-9803	電気の復旧
東京ガス (受付時間：24時間)	0570-002299 03-6735-8899	ガスの復旧
城南住宅	0467-41-0970	建物被害の復旧
J:COM	0120-99-3652	インターネット提供会社

あいおいニッセイ同和損保	0120-985-024 0276-90-8852	保険
--------------	------------------------------	----

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などについては、入居者や職員のプライバシーに十分配慮した上で、慎重に精査する。

7. 他施設との連携

1. 連携体制の構築

(1) 地域のネットワーク

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取

り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておくこととする。

【連携関係のある他施設等】

名称	連絡先	連携内容
日日クラブ・工房ひしめき	0467-33-0882	同法人

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

名称	連絡先	連携内容
医療法人湘和会 湘南記念病院	0467-32-3456	協力医療機関

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
鎌倉市役所 健康福祉部 障害福祉課 障害福祉担当	0467-61-3974	情報収集、物資提供
鎌倉市社会福祉協議会	0467-23-1075	情報収集、物資提供

2. 連携対応

今後検討していく法人外施設等との連携対応において、決められた契約内容を簡潔まとめておき、有事の際に即座に連携対応を確認できるようにする。

3. 入居者情報の整理

氏名・年齢・住所・緊急連絡先・障害区分・等級・既往歴・服薬情報をファイルに保管。

避難先に世話人、常勤職員が持参する。受け入れ先施設で担当外に預けることとなった時、入居者と共に預ける。

4. 共同訓練

- ① 年2回のBCP訓練に関しては可能な限り入居者にも参加をお願いし、安否確認などもここで行うこととする。
- ② 上記BCP訓練に関して、自治会・今後提携していく他施設にも参加をお願いし実態に即した訓練とする。

8. 地域との連携

1. 災害時の職員の派遣

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

2. 福祉避難所の運営

今後災害対策本部にて協議を行い決定していく。

9. 固有事項

1. 入所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段【固定電話、携帯電話、メール、SNS（LINE）】等を把握、一覧化しクラウド化。有事の際に即時取り出して使用できるように世話人、職員に周知しておく。
- ・相談事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。災害時利用者一覧表に利用者情報を記入し、優先度を災害対策委員会にて検討しておく。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、病院、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、施設長の判断をもってサービス継続のための職員の振り分けを検討し、相談事業所にも情報共有の上利用者やその家族にも説明する。
- ・有事の際に避難所や福祉避難所において利用者の情報共有を行うことを、利用者やその家族にも事前に説明する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス提供は休止できないものとし、自治体と連携し可能な支援を受ける。

・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。

・利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、施設にすることが危険な場合は避難所への移送対応を行う。

更新日
2024年2月29日